

様式第 4 号

登録再生利用事業更新申請書

令和 5 年 7 月 2 7 日

関東農政局長 殿

申請者

住所 神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目 17 番 13 号

氏名 株式会社日本フードエコロジーセンター

代表取締役 高橋 巧一

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 4 2 - 7 7 7 - 6 3 1 6

平成 3 1 年 3 月 1 8 日付けで登録を受けた下記の再生利用事業について、登録の更新を受けたいので、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

記

登録番号	1 4 - 1 1 - 1	登録年月日	平成 31 年 3 月 18 日
再生利用事業の内容		飼料化事業	
再生利用事業を行う事業場	名称	株式会社日本フードエコロジーセンター 本社工場	
	所在地	神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目 10214 番 7 及び 10215 番 6	
特定肥飼料等の製造の用に供する施設	種類	FE 飼料製造プラント（自社開発） 詳細は別紙「機器一覧_JFEC」を参照。	
	規模	4 9 トン／日（うち食品循環資源 4 9 トン／日）	
特定肥飼料等を保管する施設の所在地		神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目 10214 番 7	
特定肥飼料等を販売する事業場の所在地		神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目 10214 番 7	
再生利用事業により得られる特定肥飼料等	種類	食品残さ液体発酵飼料	
	名称	FE 飼料	
	製造開始年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 日	
	販売開始年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 日	

特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源の種類	一般廃棄物：動植物性残さ（野菜くず、調理くず） 産業廃棄物：動植物性残さ（加工くず、米飯くず、麺くず、パンくず）、廃酸（飲料、廃棄乳、副産物）、汚泥（飲料、ピューレ）
特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源以外の原材料の種類	有価物：発酵剤（乳酸菌）、混合飼料（脱脂糠）、加工助剤（酵素）、飼料添加物（調整剤（ギ酸）、防かび剤（プロピオン酸）、ミネラル（乳酸カルシウム）、アミノ酸等（塩酸Lーリジン、Lートレオニン、Lートリプトファン）、ビタミン（ビタミンA油）
添付書類及び図面	1 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 2 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 3 当該申請をしようとする者の過去1年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類 4 特定肥飼料等の製造の用に供する施設（以下「特定肥飼料等製造施設」という。）への食品循環資源の搬入に関する計画書 5 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第7条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第7条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第2条の3第1号若しくは第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類 6 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第14条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第14条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類 7 特定肥飼料等の利用方法並びに価格及び需要の見込みを記載した書類 8 特定肥飼料等製造施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書 9 特定肥飼料等製造施設の付近の見取図 10 特定肥飼料等製造施設を設置しようとする場合には、工事の着工から

	当該施設の使用開始に至る具体的な計画書
11	特定肥飼料等製造施設の維持管理に関する計画書
12	特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第 9 条第 1 項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受けていることを証する書類
13	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第 10 条の登録証若しくは仮登録証の写し又は同法第 16 条の 2 第 1 項の届出（当該届出に係る同条第 3 項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類、当該普通肥料を販売する場合には同法第 23 条第 1 項の届出（当該届出に係る同条第 2 項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類
14	使用の経験のない飼料を製造する場合にあっては、動物試験の成績を記載した書類
15	特定肥飼料等の含有成分量に関する分析試験の結果を記載した書類

【備考】

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 複数の事業場について登録の申請をする場合は、事業場ごとに本申請書を作成することとする。
- 3 欄内にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。